

桜井駅北口駐車場・桜井駅南口駐車場
消防用設備点検業務委託

仕 様 書

(桜井駅北口駐車場・桜井駅南口駐車場消防用設備点検業務委託)

1. 業務内容

消防設備の機能確認のため、消防設備点検の資格を有する技術員を派遣し、消防法施行規則第31条の6に定める点検を実施する。

2. 点検する施設

桜井駅北口駐車場、桜井駅南口駐車場の2施設

(別紙1「桜井駅北口・南口駐車場消防用設備一覧表」のとおり)

※入札は、2施設を一括した合計金額で行うものとする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4. 点検の立ち会い

点検の実施にあたっては、各施設の防火管理者の立ち会いを得ること。

5. 点検時期及び点検結果報告書の提出

①点検時期

この設備に係る点検については、年2回実施し、実施期日は次のとおりとする。ただし、日程については、都市計画課と調整を行い、指示がある場合はそれに従うこと。

総合点検（外観機能点検を含む） 1回（7月）

外観機能点検 1回（1月）

連結送水管耐圧性能試験 必要（11月）

②点検基準及び点検結果報告書の提出

消防庁告示に基づく点検基準及び点検票様式によるものとし、点検結果報告書は施設毎に2部（消防本部提出用、都市計画課用）提出すること。

③故障、欠陥等については、随時報告すること。

6. その他

①点検の実施にあたっては、消防設備士の資格を有する書面と、所属会社の社員であることを示す書面を都市計画課に提出すること。

②点検に際しては、各施設の業務に支障のないよう留意すること。

③委託料の支払いは、受託者が各定期点検終了後、都市計画課に報告書を提出し、確認を受けた後に委託料を支払う。

④別紙消防用設備一覧表の記載事項を確認のうえ、訂正箇所があれば都市計画課へ連絡すること。

別紙 1

桜井駅北口駐車場・桜井駅南口駐車場消防用設備一覧表

施設名	所在地
桜井駅北口駐車場	桜井市大字 桜井1228-4
桜井駅南口駐車場	桜井市大字 桜井168-3

		桜井駅北口 駐車場	桜井駅南口 駐車場	
消火器 ABC粉末10型		36ヶ	10ヶ	
移動式粉末消火設備		28台	9台	
自動火災 報知設備	予備電源・非常電源(内蔵型)		1式	1式
	受信機・中継部		1式	1式
	感知器	差動式 スポット型	174ヶ	32ヶ
		定温式 スポット型	4ヶ	
		煙式 光電式 非蓄積	4ヶ	
	発信機		10ヶ	3ヶ
	地区音響装置		21ヶ	3ヶ
蓄積機能		1式	1式	
漏電火災 報知設備	受信機		1式	
	変流器		1式	
	音響装置		1式	
誘導灯設備	誘導灯 避難口20W		12ヶ	
	誘導灯 室内通路20W		19ヶ	
連結送水管 設備	送水口		1式	
	放水用器具 格納箱等	放水口	1式	
		格納箱	1式	
	配管等		1式	
防排煙制御 設備	予備電源・非常電源(内蔵型)		1式	
	連動制御器・連動中継器		1式	
	手動開閉装置		1式	
	自動起動装置(煙感知器 光電式 防火シャッター)		7ヶ	
	自動開錠装置(シャッター)		4ヶ	
	音響装置		1式	
配線設備(上記設備にかかるもの全て)		1式	1式	

※この一覧表は、設備の概要を示すものですので、現場の状況に応じ、本書に記載のない事項についても、委託金額の範囲内で点検を実施してください。